

北九州市立福祉会館管理要綱

(平成14年10月1日)

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号。以下「条例」という。）並びに北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第27号）に定めるもののほか、北九州市立福祉会館の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（使用承認の申請等）

第1条 福祉会館の施設等を使用しようとする者は、申請書を市長に提出し、あらかじめその承認を受けるものとする。

- 2 前項の使用の承認の申請は、使用しようとする日の属する月の3月前（ホールにあっては、6月前）の月の初日から使用しようとする日までの間に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の条件）

第2条 市長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を承認することができる。

- 2 前条第1項の申請を受けた際、または、使用許可を行ったのちに、その利用が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）を利することとなることが判明したときは、使用許可をしない、または使用許可を取り消すものとする。

（使用料の返還）

第3条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額

(使用料の減免)

第4条 条例第5条の規定に基づき、別表に定めるところにより、使用料を減免する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、福祉会館を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに使用した福祉会館の部分を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 福祉会館に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 多目的ホール、会議室、設備・器具使用料

減 免 す る 場 合	減 免 の 割 合
(1) 市主催の行事	施設使用料及び設備・器具使用料の10割
(2) 市共催の行事	施設使用料及び設備・器具使用料の5割

(注) 「市共催」とは、当該行事の経費の一部を市が負担する場合、又は当該行事の企画運営に市職員が従事する場合をいう。

2 駐車場使用料

減 免 の 対 象	減 免 の 割 合
(1) 身体障害者手帳の所持者が運転又は同乗する車 (2) 療育手帳の所持者が運転又は同乗する車 (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者が運転又は同乗する車	駐車場使用料の5割（10円未満の端数は切り上げ）